

大阪府再犯防止推進計画検討懇話会の設置運営に関する要綱

(設置)

第1条 府は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画として策定する「(仮称)大阪府再犯防止推進計画」の案（以下「計画案」という。）を作成するにあたり、学識経験者及び関係民間団体と意見交換を行うことを目的に、大阪府再犯防止推進計画検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 懇話会の委員は5名以内とし、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 再犯の防止等に関する活動を行う民間団体の代表者等

2 委員の任期は、計画案を作成するまでとする。

(座長)

第3条 懇話会に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は委員の互選により選出し、副座長は座長が指名する。
- 3 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 懇話会の会議は、青少年・地域安全室長が招集する。

- 2 会議の議長は、座長が務める。

(謝礼)

第5条 委員に対する謝礼の額は日額9,800円とし、出席日数に応じてその都度支給する。

- 2 謝礼には実費弁償の額を加算するものとする。

(実費弁償)

第6条 委員の実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和40年大阪府条例第37号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とし、路程は、委員の住所地又は勤務地から起算する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、青少年・地域安全室治安対策課において掌る。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は青少年・地域安全室長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月12日から施行し、令和2年3月31日をもって廃止する。